

## 発光可変表示式広告物 事前協議チェックシート

協議日： 年 月 日

|              |  |
|--------------|--|
| 協議者名(企業名+氏名) |  |
| 協議者住所(企業住所)  |  |
| 電話番号         |  |

掲出予定の広告物について、物件情報の記入および□をしてください。

|         |   |            |   |  |  |
|---------|---|------------|---|--|--|
| 掲出住所    |   |            |   |  |  |
| 許可地域の種類 | <input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 禁止地域<br><input type="checkbox"/> 市長が指定する道路・鉄道の沿線200m～1000以内の地域 <input type="checkbox"/> その他の地域 |            |   |  |  |
| 用途地域    | <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業専用 <input type="checkbox"/> その他の地域          |            |   |  |  |
| 景観計画区域  | <input type="checkbox"/> 市域全域 <input type="checkbox"/> 久松山山系景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 湖山池景観形成重点区域<br><input type="checkbox"/> 因幡白兎景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 鹿野城下町景観形成重点区域 |            |   |  |  |
| 表示面積    | m <sup>2</sup>  | 設置高さ(最高高さ) | m |  |  |
| 広告物の種類  | <input type="checkbox"/> 野立て広告物 <input type="checkbox"/> 建物利用壁面広告物 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 他( )   |            |   |  |  |
| 添付資料    | <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 意匠図 <input type="checkbox"/> コンテンツ一覧 <input type="checkbox"/> 他( )         |            |   |  |  |

次に示す手引きの内容を確認し、掲出物件に反映してください。(※確認されましたら、□をしてください)

- 手引きで示す掲出を禁止・抑制する地域、表示面積、設置高さについて、計画に反映する。
- 建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。
- 周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周囲の景観に調和するよう努める。
- 周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。
- 『光害対策ガイドライン(環境省)』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。
- 夜間(目安:日の入りから日の出)の輝度は800cd/m<sup>2</sup>以下とし、眩しさの低減に努める。
- 過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。
- 派手な高彩度色、地色の白は控える。
- 表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。
- 夜中から早朝の表示は控えるよう努める。
- 道路標識や信号機を阻害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。
- 必ず警察署・道路管理者に意見を伺い、助言・指導を受けた場合は遵守する。
- 原則、音を発生させない。
- 光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得る。
- 設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあった場合は真摯に対応する。
- 掲出開始後、市から輝度調整や時間調整などの依頼があった場合は適宜対応する。
- 許可申請時には、各関係機関と事前に協議した内容が分かる議事録など(説明資料含)の提出をする。

特記事項

鳥取市からの助言